

戦後日本の「国家と慰霊」問題に関する 英語圏における研究動向¹⁾

奥山 倫明 (南山大学南山宗教文化研究所)

問題の所在

小泉純一郎・元首相の2001年から2006年までの内閣総理大臣在職時における靖国神社参拝は、政教分離原則への抵触が疑われるものであって、賛否両論を含む諸議論を巻き起こしたのみならず、各地での訴訟をも引き起こした。一方、小泉首相就任の2001年末から1年間にわたり、内閣官房長官主宰の「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が開催されて、国家にとっての追悼・平和祈念のあり方が論じられた。2002年末にはその報告書も発表されたが、その後、こうした国家レベルでの議論は立ち消えになったかのようなのである。

ところで小泉政権後も、学問においてであれジャーナリズムにおいてであれ議論はそれなりに継続しているとは言えるようであり、少なくとも、①靖国神社それ自体の歴史とそれにかかわる法制史・政治史の掘り起こし、②靖国神社とは離れて別の観点からの、近代日本の戦争死者をめぐる慰霊・追悼・顕彰のあり方についての具体的な諸研究²⁾、③近代日本史の評価に関する諸議論、といった領域では、研究なり言説なりが蓄積されてきている。さらに2008年春には、李纓 (Li Ying) 監督のドキュメンタリー映画『靖国』の公開をめぐって、政治家の関与と表現の自由の問題、ドキュメンタリー制作にかかわる問題等々、侃々諤々の議論が巻き起こったことも記憶に新しい³⁾。

ところで、いわゆる靖国問題は、本学会学会誌『宗教法』においても、近年、繰り返し論じられてきた。2005年以降のみを振り返ってみても、藤田尚則「靖国神社と国家的追悼施設」(『宗教法』24号、2005年)、三土修平「戦後改革

の矛盾の顕在化としての靖国問題」(同26号、2007年)、平野武「靖国問題と靖国訴訟」(同)、百地章「靖国参拝訴訟の問題点と今後の課題」(同27号、2008年)、瀧澤信彦「靖国と憲法—愛媛玉串料訴訟最高裁判決の意義—」(同)といった論文が掲載されており、この問題に関する宗教法研究の領域における関心の高さも窺えよう。

さてこうした問題状況を踏まえて、本稿は戦後日本における「国家と慰霊」問題について、改めて検討を加えようとするものだが、あらかじめ確認しておくとして、ここで掲げる「国家と慰霊」という問題構成は、靖国神社をめぐる諸問題を含むがそれにとどまるものではない。これは、たとえば千鳥ヶ淵戦没者墓苑、新国立追悼施設構想、また厚生(労働)省主管の「慰霊事業」を、全体として考えていく上での、一つの暫定的な枠組みとして設定しておきたい。なお私見では、「慰霊」の問題は、基本的には公的な性格の問題ではないのではないか、また公的な性格の問題とすべきではないのではないか、とも感じられるが、国家に対してそうした事業の展開を要求する立場がある限りにおいて、「国家と慰霊」について論じる意味はあるだろうと考える。

ところで、「国家と慰霊」という問題領域は、当然、日本国憲法上の「政教分離」規定とかかわってくる。厚生(労働)省の「慰霊事業」などには、この規定に抵触しかねないものが含まれていると思われるが、実際には一定程度、許容されていると言えよう(あるいは問題視されていない、というべきか)⁴⁾。なお「政教分離」が含意する「政治」と「宗教」のうち、「宗教」という概念の近代性・外来性については、内外で近年、多々、論じられてきているが、ここでは残念ながらその議論の展開をたどる余裕はない。

なお国内から海外に眼を転じると、おそらくはテレビ受けしたのだろう小泉首相の靖国神社参拝が映像としてインパクトがあったこともあってか、靖国神社にかかわる問題についての考察は、海外においても少しずつ進められるようになってきた。それは基本的には国内での議論の展開が前提となっており、日本語で繰り広げられた議論の一定程度の咀嚼をもとに進行してきている。もっとも、英語圏に限ってみても、日本宗教全般に関する研究にはそれなりの蓄積があり⁵⁾、近代日本における「国家と慰霊」という問題領域についての海外に

における研究は、ジャーナリスティックな関心にも影響されながらも、その蓄積の上に立った着実な学問的議論として展開してきたと見ることもできる。なおそれらには、国内の議論では見られない視角、また比較対照の導入などの点で、場合によっては特徴的な議論も見られるようである。したがって、外国語圏における、特に手始めとしては本稿で試みるように英語圏における研究動向をたどることにより、国内の議論では触れられていなかった論点が浮上したり、着想が得られたりすることがあり得るものと思われる。

こうした問題状況を踏まえて、本稿は、次の3篇の議論を取り上げ、表題に掲げた主題に関連する論点について簡単に紹介し、ごく短い論評を加えることにする⁶⁾。

Helen Hardacre, *Shintō and the State: 1868-1988* (Princeton University Press, 1989)

Sven Saaler, *Politics, Memory and Public Opinion: The History Textbook Controversy and Japanese Society* (Deutsches Institut für Japanstudien, 2005)

John Breen, ed., *Yasukuni, the War Dead, and the Struggle for Japan's Past* (Columbia University Press, 2008)

1. ハーデーカーの近代神道論

まず取り上げるのは、英語で著された近代神道研究として古典的な位置を占めるに至ったとも言えよう、ヘレン・ハーデーカーの1989年刊行の著書『神道と国家—1868-1988年—』である。本書の特色の一つとして、近代神道に関して、いわゆる「伝統の創造」論に与した理解に立っていることが挙げられる。たとえば彼女の次のような記述に、そうした理解は明らかである。

[...] 一つの独立した宗教としての神道という観念は、明治維新以前にはほとんど存在していなかった。その語のこの意味は純粹に、一つの近代的な明治期以後の創造物なのである。したがってこの語が明治期により広く用いら

れるようになったときには、その意味についてかなりの混乱と不一致があった。(Hardacre, 1989, p. 19)

明治期以後、昭和が終わりかかる120年間ほどの神道と国家の関係を主題とする同書は、当然のことながら「国家神道」という概念にも留意しているが、それについてハーデーカーは、主に神道学者に見られる狭義の用法と、歴史学者・宗教史学者に見られる広義の用法を区別している (pp. 5-6)。狭義・広義の「国家神道」概念について、それぞれの用い手についてこのように図式的に二分できるかどうかについてはより慎重な検討が必要だろうが、広狭両義の「国家神道」概念に関する議論は、ハーデーカーのこの著書刊行ののち今日に至るまで日本の学界においても積み重ねられてきており、その時点としては明敏な指摘だったと言い得よう。いわゆる狭義の「国家神道」は1945年で消滅するが、彼女は戦後の国家と宗教との関わりに向ける関心から、同書の末尾に当たる7章では「1945年以降の神道と国家」を論じている。本稿では同章について簡単に見ておくことにする。

この章の構成について、節の見出しを列挙するとこうなる。「神道と占領」、「神道指令」、「信教の自由と教会と国家の分離」、「宗教法人法」、「占領下宗教政策の実施」、「第二次世界大戦後の神道」、「信教の自由と国家と宗教の分離に対する戦後の異議申し立て」、「靖国神社に対する国家支援の再建の試み」、「津地鎮祭訴訟」、「靖国神社への閣僚の参拝」、「自衛官合祀訴訟」、「結び」。宗教学方法研究の観点からもほぼ予想される主題の選択となっているのではないかと考えられるが、ここでハーデーカーの叙述がなされた当時の時代環境を反映しているかのように思われる興味深い箇所を確認しておく。それは「靖国神社への閣僚の参拝」の節に関してである。

この節は1980年代の中曽根康弘政権下における総理大臣らの靖国神社参拝(特に1985年8月15日におけるいわゆる「公式参拝」)と、それに対する中国等の周辺国からの非難、さらにその後の参拝取り止めという経緯を扱っている。ここでハーデーカーは、比較の事例を導入する。すなわち、同年5月に訪独したロナルド・レーガン米国大統領と西ドイツのコール首相とが、ビットブルク

のドイツ軍墓地、すなわちナチスのヒトラー親衛隊メンバーが埋葬されている墓地に参拝した事例である。ハーデーカーはこれら米独の政治指導者のビクトブルク参拝に関して、デイヴィッド・カーツァーの議論を引用している。長くなるが、同じ箇所をカーツァーの著書から引いておこう。

コールにとって、この儀式的価値は、ナチのシンボリックな遺産が自国民にもつ困惑を追いはらうことにある。そうすれば、彼自身の立場と、その党の立場が下支えされるだろう。この儀式の上演そのものがコールの権力を実証したし、レーガンがやってきて、アメリカの国会議員やアメリカ国民の熱心な請願よりもドイツ首相への自らの言質を重んじていることを示したときには、なおさらそうだった。レーガンの側としては、コール政権がこれまでレーガンににあたえたシンボル上、物質上の支持表明に、この儀式の声価でお返ししつつあったのだ。その支持のうちもっとも有名なのが、ドイツ領内での核ミサイルの新配備だった。〔中略〕

ドイツの戦争死者を表敬訪問する計画を弁護して、レーガンは、アメリカの聴衆に、ドイツの戦死した兵士たちも「またナチズムの犠牲者だった、たとえナチのいまわしい願望を遂行するため召集され、ドイツの軍服を着て戦ったとしても、彼等は、強制収容所の犠牲者とまさにおなじくらい確かに、犠牲者だった」と語ったのだった。いいかえれば、ナチ・ドイツによってなされた悪は、ドイツ国民にその邪な命令をおこなえと強制した、指導者のグループの責任だった。これがレーガンが墓参式典でおくりたかったメッセージだったが、彼は、彼の聴衆がすでに過去の事件に位置づけたシンボル構築とは衝突することになった。

多くのドイツ人にとっては、反対に、この儀式は、ドイツ人は悪意の宣伝のアンフェアな犠牲者だった、第二次世界大戦は、どの国民が悪いとも特定できない、ヨーロッパの抗争の長い系列にあるもうひとつにすぎない、という自己の見解についての満足いく弁明だった。(D. I. カーツァー『儀式・政治・権力』小池和子訳、勁草書房、1989年、124-125頁、訳文一部改変。Hardacre, p. 152)

ここで私たちは、ドイツと日本における第二次世界大戦の戦争死者、わけても死亡した戦争指導者たちへの、その後の国民の対処に関する比較研究に誘われるのだが、それは本稿の範囲を超える。カーツァーを引用したハーデーカー自身は（他の論者についても注記しつつ⁷⁾、このビットブルク参拝と中曽根首相の靖国参拝とが酷似していることを指摘した上で、中曽根首相がレーガンのこの行為によって自らも靖国参拝へと駆り立てられた可能性を指摘している（pp. 152-153）。彼女によると、中曽根首相の靖国参拝の目的は、ドイツの事例と同じく、過去の書き直しと国内右派の懐柔であり、それはまた歴史教科書検定において日本の過去についての肯定的記述のみ合格させる文部省の方針と類似したものだと言えられるという（ibid.）。

続く「自衛官合祀訴訟」におけるハーデーカーの記述についても簡単に触れておく。1988年6月の最高裁判決（原告敗訴）について概観したのち、その靖国問題への含意として、彼女は以下の点を指摘する。ハーデーカーによると、靖国神社の主張は以下のようなものとされる。

〔…〕国家との間に独自の絆があるために、靖国神社は戦争死者の死後の安寧に責任を負っている。戦争死者は靖国において合祀〔神格化 apotheosized〕されたときに国体に吸収され、遺族との間のすべてのつながりを断ち切られる。こうして遺族は戦争死者を通常の祖霊として独占的に追悼する「権利」を失う。この取り扱いを受け容れることで、臣民／市民は象徴的に国家の宗教的ヘゲモニーを認めるのである。（p. 157）

ここには、ハーデーカーの誤解も表われている。戦争死者の遺族は、死者が靖国に合祀されたからといって、死者とのつながりを断ち切られるわけではないからである。そしてそもそも靖国神社に「国家との間の絆」があるとしても、私法人であることをどう捉えるかという問題もある。しかしながら、彼女が、靖国合祀によって遺族の独占的な追悼の「権利」が失われると捉えたその指摘自体は、的外れというわけではない。そしてこの、「誰が死者を追悼し得るのか」という問いこそ、「自衛官合祀訴訟」からハーデーカーが引き出す論

点である。こうして、この最高裁判決の含意はこうまとめられる。

今や靖国神社は信教の自由に基いて、訴訟を恐れることなく、合祀手続きを継続できる。そして国家は憲法20条に抵触することを恐れることなく、自由にこの神社を支援できるのである⁸⁾。(Ibid.)

こうしてハーデーカーは、靖国問題に改めて注目し、7章の「結び」においてもその問題への言及を繰り返している。すなわち、彼女の見るところ、ここでの問題は、戦争死者の追悼のあり方にとどまるものではない。もし戦争死者の追悼が唯一の問題であれば、政府は真の戦争記念施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑や、広島平和記念公園を整備することでその問題に対処することができるはずだからである。しかしながら、それらがどちらも戦争を賛美する施設ではないことを指摘して、ハーデーカーはこう続けている。

政府が戦争死者への追悼を、その苦難と犠牲に焦点を当てて行なおうとしないことは、アジア諸国と国内の反対派らが主張する、日本政府の真の意図は、戦争を賛美し過去の侵略を正当化することにあるのだという説に、信憑性を与えるものである。(p. 159)

ハーデーカーの著書は、本論に続く「エピローグ」では、以下のような指摘をしている。

自衛官合祀訴訟は、そののちに靖国神社の国家護持に向かう上での地ならしを行なうものであり、国際的な環境が整って、大きな批判を招くことがないと判断できる際には、ただちに政府は国家護持を行なうだろう。(p. 161)

ハーデーカーのこの見解は、本稿で取り上げてきた著書が刊行された1980年代末の時点におけるいくつかの事例が示すように、靖国神社や護国神社に対して地方自治体や各地の首長が関与を強めている傾向を踏まえて示されたもので

ある。彼女の予見は今日に至るまで実現してはいないが、本稿が以下で取り上げるその他の研究においても注目されてきたように、潮流としては継続し、またそれへの批判もまた持続してきたとすることができよう。

以上、見てきたように、近代神道を扱ったハーデーカーの著書は、戦後の靖国問題について、リベラルな立場から批判的な検討を加えたものだったと言える。同書は刊行後すでに20年を経てはいるが、英語で著された近代神道論としては、今日に至るまで繰り返し参照されてきたものであり、その影響は大きなものであったことが想定できよう。

さて、ハーデーカーの近代神道に関する古典的な著書に続き、以下では近年、刊行されてきた研究を取り上げることとする。

2. サーラーの「歴史修正主義と戦争記憶」論

スヴェン・サーラーの2005年刊行の著書『政治、記憶、世論——歴史教科書論争と日本社会——』は、表題のみからでは本稿と関係する研究かどうか窺い知ることはできそうもない。実際、同書の主たる関心は、いわゆる「自虐史観」（南京大虐殺、731部隊、従軍慰安婦問題等を教科書に記載することを擁護する）に対抗してネオナショナリズムと歴史修正主義が興隆した1990年代以降に再燃した歴史教科書論争にあり、本稿が主題とする「国家と慰霊」という問題領域が前面に出てくるわけではない。しかしながら、その論争の背景をなしているのが公的な歴史の記憶の問題であり、サーラーはそれが反映される、記念・追悼する諸行為、物体や施設、公的儀式にも注目しながら検討しようとしていることから、その試みは本稿の問題関心とも重なってくる。同書は、以下の3章に大きく分かれる。「1. 現代日本の歴史修正主義」、「2. 歴史修正主義と記憶の政治」、「3. 歴史と世論」。本稿ではこのうちの第2章について、確認することにしよう。

「2. 歴史修正主義と記憶の政治」の構成は、節の見出しを列挙すると次のとおりである。「靖国問題」「遊就館の歴史叙述」「他の追悼施設の基底にある歴史解釈（千鳥ヶ淵、昭和館と平和祈念展示資料館、大東亜聖戦大碑）」「戦争死者を追悼する国立新施設をめぐる議論」「追悼、国家、歴史と記憶」。サー

ラーの議論は、歴史認識が形成される際の政治的、社会的な要因に注目するものであり、さらに現代では国際関係も影響することに留意されている。この章でまず「靖国問題」が取り上げられるのは、彼の見るところ、靖国神社が戦争死者を追悼する施設として、「もっとも重要な」ものとして位置づけられるからである (Saaler, 2005, p. 93)。

サーラーは「靖国問題」を大きく4つの項目に整理している。すなわち、まず総理大臣の公式参拝が惹き起こす政教分離の原則にかかわる問題。次いで、靖国神社において祭神とされることが、遺族等の意思を考慮せず実施されることが惹き起こす信教の自由の原則にかかわる問題、第三にA級戦犯が合祀され、「日本の軍国主義の象徴」とも指摘されかねない施設への総理大臣の公式参拝が惹き起こす国際的な含意の問題、そして第四に靖国神社と附設の博物館である遊就館が提示する歴史解釈の問題、である。サーラーによるとこの4つの問題は十分に議論されていないが、実際には論争の焦点になりつつあるという。彼はこう記している。

靖国神社の視点からすると、戦争への肯定的な解釈を提示することは、横死を遂げたこの国の兵士たちを、その名声を「汚す」ことなく追悼するために必要である。しかしこの解釈は、歴史修正主義的な表象と根本的に一致するので、日本国内からも、日本の隣国である中国と韓国・北朝鮮からも大きな不信の眼で見られている。(p. 97)

こうしてサーラーの議論は「遊就館の歴史叙述」に移ってゆく。

サーラーによると、遊就館における近代日本の戦争の解釈は、独立日本の防衛や西洋植民地支配勢力からのアジア解放のための戦争というものであり、戦争の正当化というのみならず、戦争責任の拒絶へも向かうものと理解されている (p. 97)。日本は1945年に敗戦を迎えるが、それでも戦争の意味づけは肯定的であり、「1945年以降、アジアの多数の国々が独立、あるいは少なくとも一定程度の自治を獲得したために、[アジア解放といった] それらの目標は間接的に達成された」ということになる (p. 99)。サーラーによると、こうした歴

史解釈が、靖国問題において問われている。彼自身の記述を引用しておこう。

靖国参拝への抵抗は、日本国内のであれ国外からのであれ、戦争死者への追悼に対して向けられているのではなく、〔中略〕むしろこの神社における歴史の歪曲された提示に対する抗議であり、その歪曲は国の指導者たちの参拝を通じて国家によって是認され、公的に承認されたものなのである。東アジアにおける戦争に対する日本政府の公式な立場は依然として1995年の村山談話と一致するが、遊就館が提示する歴史解釈が日本の国家によって採用される半ば公的な歴史の読解になりつつある。というのもその読解は、政府の助成によるかあるいは何らかの形で政府に認可された他の多くの記念・追悼施設においても反映されたものだからである。(p. 100)

こうしてサーラーは、「他の追悼施設」に関する叙述へと向かっていく。

まず千鳥ヶ淵戦没者墓苑についてである。この施設は基本的にはいわゆる「無名戦士の墓」の日本版として設立され、毎年、公的な追悼式典〔厚生労働省主催拝礼式〕も開催されているが、サーラーの見るところ、この施設は性格が曖昧であり、あまり注意を惹いていない。その上、当初から靖国神社支持派側からこの墓苑の性格づけへの介入もあって、戦争死者追悼という靖国神社が保持すると主張する役割からは距離を置くことになっている。その上、政教分離規定に抵触しないことを目的として、この墓苑は「公園」として整備されてきた⁹⁾。8月15日に執り行われる全国戦没者追悼式も、現在では日本武道館で挙行されており、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の重要性はいつそう希薄になっていると捉えられている。

次にサーラーが取り上げるのは、昭和館と平和祈念展示資料館である。両施設における歴史解釈も、サーラーにおいては村山談話とは完全に一致しないものと捉えられている。このうちまず、戦後50年を記念して開館を目指した、厚生省の「戦没者追悼平和祈念館」構想の挫折ののち、その副産物として1999年に開設された昭和館は、戦中・戦後の日本国民の労苦をのちの世代に継承しようとする施設である。この目的自体が「戦争の被害者としての日本の役割を強

調することに役立っている」が、「それは歴史修正主義の中心的な一面でもある」とサーラーは断じ、「それゆえ、その展示においては、日本人に及ぼした戦争の帰結のみが提示され、戦争の理由も、日本側の開戦の責任の問題も触れられていない」と説く (pp. 105-106)。この施設は、もともと被害者としての日本人の視点に立って推進されたものであり、サーラーは、それを歴史の片面的な提示と見なしている (p. 107)。

2000年に開設された平和祈念展示資料館については、「戦没者追悼平和祈念館」構想において実現しなかった「平和祈念」のための公的施設として、初めて実現したことは特筆されるべきだが、しかしながらサーラーの批判はこの施設にも当てはまる。平和祈念展示資料館は、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者らの労苦の理解と慰藉のための施設であり、当然のことながら、アジア各地の犠牲者は考慮の範囲の外にある。サーラーはこう記している。

昭和館においてと同様、この展示もまた戦争の背景と理由については取り上げていない。たとえば、植民地と日本の傀儡国だった満州からの「引揚」によって経験された苦難は描いているが、そもそも彼らがなぜアジア大陸に移住したのかは問われていない。この展示は戦争の記憶を特に若い世代の間で活かし続けようとし、それにより将来の平和の維持のために貢献しているが、日本の戦争責任を問題視せず、日本の侵略によるアジアの犠牲に言及しない記念施設は、今日の日本において一致した承認を得ることはないだろう。(p. 110)

続いてサーラーは、2000年に建立された大東亜聖戦大碑 (石川県護国神社) に見られる戦争賛美の事例に触れたのち、地方レベルでのその他の記念・追悼施設として、広島、長崎の平和記念館について言及する (広島平和記念資料館と長崎原爆資料館)。広島、長崎の施設についても、サーラーの評価は以下のようにやや批判的である。

広島県と長崎県〔県というよりは市と表記すべきか〕のよく知られた平和

記念館は、依然として日本が被った戦時被害や、広島と長崎への原爆投下が惹き起こした荒廃、これらの悲惨な出来事の人類にとっての意味について焦点を当てているが、ある限られた程度には戦争の原因についても考慮している。〔中略〕それにもかかわらず、長崎と広島での展示では、日本の戦争責任は依然として何となく曖昧で、けっして明白に示されることはない。(p. 114)

これに対して、サーラーの評価が肯定的なのは沖縄の事例である。とりわけ平和祈念公園内の「平和の礎」については特筆されている。周知のとおり、沖縄戦の死者すべて―戦闘員・民間人を問わず、また出身地を問わず―の氏名を刻んだ祈念碑である「平和の礎」の存在を受けて、彼は次のように記している。

「平和の礎」の存在は、国のレベルでこうした「想起のよすがとなる物」がないことを際立たせる。この欠落は依然として、日本が自らの過去と折り合いをつけ、記憶の政治に対処する上での、危険地帯として感じられている。(p. 116)

そして、その危険地帯の存在は、次にサーラーが取り上げる、「新しい追悼施設」をめぐる議論においても確証されている。

サーラーは、本稿冒頭で触れた「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の議論をたどり、「靖国問題」の見通しについて見解を記している。そもそもこの懇談会の設置には、新しい施設の設置によって、総理大臣の靖国参拝が惹き起こしてきたような近隣諸国との軋轢を回避しようという意図が働いていたと見なされ、「したがってこの懇談会は日本が戦争責任を取らねばならないという確信を明示することよりは、ポリティカリー・コレクトネスに関わっているように見える」とされる (p. 119)。また懇談会は、戦争を含む日本の過去の歴史に対する一義的な解釈を提示しないという立場をとるが、これによって靖国神社と遊就館が提示する歴史解釈は揺るがないこと

になる。懇談会によると新しい施設は既存施設とは目的が異なるとされ、結局のところ、サーラーはこの施設が、「第二の千鳥ヶ淵」になるのではないかと考えている (ibid.)。つまり新しい施設ができたとしても、靖国神社は変わらず存続するのであり、「靖国問題」自体は解決されるわけではないというのがサーラーの見通しである (p. 120)。

「追悼、国家、歴史と記憶」と題された、この章の最後の節において、サーラーは、戦争死者の追悼と国家との関わりについて、次のように一般化している。

戦争死者の追悼と、戦争自体によって創造される記憶を通じて、歴史と歴史解釈は、国家にとって重大な関心事となり、この過程を通じて国民の物語が直接に政治と結び付く。それが国家の自己理解と、政治秩序の正当化を支える基礎の役割を果たす。この過程において、戦争死者の追悼を、戦争を肯定する見解と結び付ける傾向が強いのは当然のことである。(p. 120)

もともと、ここで肯定されるはずの戦争が敗戦に終わった場合には、この歴史解釈は困難となる。第二次世界大戦に敗れた日本の場合は、それに該当する。ここで靖国神社の解釈が効いてくる。

靖国神社において——他の追悼行為や施設、記念館等での兵士の追悼と戦争の記念においても——戦争死者の崇拜 (worship) の基底にある主たる動機は、敗戦を超えて続く日本国民のアイデンティティーを再確認することである。(p. 122)

サーラーはここで、ベネディクト・アンダーソンを引用しつつ、参加したり脱退したりすることを選ぶことのできない自分の国のために死ぬことには、たやすく参加したり脱退したりすることのできる組織のために死ぬことが匹敵し得ない道義的な崇高さがある¹⁰⁾、と指摘し、さらにその「道義的な崇高さ」は歴史叙述によって正当化されなければならない、として、ロナルド・サニーの

言葉を続けている。「国民の歴史は、連続性、起源の古さ、英雄的行為と過去の崇高さ、殉死と犠牲、犠牲者になること、トラウマを克服すること、からなる歴史である」と (Ronald G. Suny, "History," in *Encyclopedia of Nationalism*, Academic Press, 2001, p. 338, cited in Saaler, p. 122)。

こうした議論を経て、靖国問題に即してサーラーが記す結論は次のようなものである。

靖国のような追悼施設が強調するのは、国家が高潔で完全無欠であるためのみならず、政治的連続性と正統性のためにも、日本の戦争死者は、国家のための犠牲者と捉えられなければならず、帝国主義的な侵略戦争の過程で国家が犠牲にした被害者としては、けっして見なされてはならない、ということなのである。(p. 123)

『政治、記憶、世論—歴史教科書論争と日本社会—』の「2. 歴史修正主義と記憶の政治」において、サーラーは以上のように、戦争死者の記憶を含む戦争記憶の、敗戦後の国家再建のための修正主義的な肯定的利用の必要性を指摘することで、「靖国問題」の一つの背景を照射している。こうした記憶と歴史の方向づけにおいては、国家、国民が単位となる限りにおいて、アジア、太平洋地域の被害についての配慮は捨象され、日本の戦争責任、さらに戦後責任の問題は省みられることがない。サーラーはこうして、歴史認識問題のなかに「靖国問題」を位置づけ、批判的考察を展開したのである。

3. ブリーンの「靖国」論

最後に取り上げるのは、ジョン・ブリーンの近刊の編著『靖国、戦争死者、日本の過去をめぐる苦闘』である。同書は、英語圏における最新の「靖国問題」論集であり、中国・中国人の視点からなる論考も収録している点が注目される (Caroline Rose, Wang Zhixin, Seki Hei, ただし石平は、現体制に批判的な論者である)。また日本人の論考も収録されている (高橋哲哉、新田均)¹¹⁾。

ブリーンは序論の「靖国年代記」において、2006～2007年に話題となった富

田朝彦メモとト部亮吾日記、それに対応した古賀誠の発言や、国立国会図書館が2007年に発表した『新編 靖国神社問題資料集』といった最新的话题を概観する一方で、鎮霊社の設置、A級戦犯合祀や葦津珍彦の見解にも触れたのち、明治以来の靖国神社の歴史をたどっている。こうした歴史の回顧を踏まえた彼自身の議論は、「靖国と歴史記憶の喪失」と題した別の章に示されているので、この章を振り返ることで、ブリーンの見解を見ておくことにする¹²⁾。

歴史記憶の問題を靖国に即して取り上げようとするこの章の冒頭で、ブリーンは靖国が構築にかかわる公的な歴史記憶と、私的な記憶との葛藤の可能性に触れた上で、特に、太平洋戦争の記憶に焦点を当てて、靖国神社の記憶構築の戦略として、①文献、②展示、③儀礼、の3つを取り上げることを明示する。その一方で彼は、この章が「政教分離」の問題や、A級戦犯の問題は扱わない、とも明記しているが、私的な宗教法人としての靖国神社の記憶構築が公的記憶に接近するときには、この「政教分離」の問題にも触れることになる (p. 144)。

上記の3つの主題について、ブリーンは3つ目から逆の順番で取り上げている。「記憶の戦略としての儀礼的慰霊」と題した節において、彼は2001年の靖国神社の秋季例大祭の際に行なった参与観察に基づいて論じていく。この靖国の儀礼はブリーンによると、「御霊信仰」と捉えられるというが、ただし彼は次の注記も行なっている¹³⁾。

著者がインタビューしたこの神社の神職たちは、戦争死者を怨霊と理解するという考えは不快に感じている。彼等は死者たちを「先祖」とし、慰霊の儀礼を先祖祭祀と考える方を好んでいる。(Breen, 2008, p. 146)

次いでブリーンは、勅使による祭文の奏上が内包する天皇と戦争死者との関係について注意を向けている。靖国神社側の捉え方によると、その関係は「戦争死者の方が天皇を崇拜する」というものであるにもかかわらず、祭文の奏上には「天皇が戦争死者を崇敬している」かのように捉えられかねない曖昧さがあるが、後者の捉え方は誤りだという (p. 147)。その上で、例大祭は天皇と

天皇にまつわるものへの畏怖を掻き立てる儀礼だとされるが、問題はその儀礼が何を記憶し何を忘却しているかだとグリーンは説く。記憶されているのは、天皇と帝国日本のための犠牲となった230万人の兵士たちの尊い命であり、それに対して民間人犠牲者——東京大空襲、沖縄戦、広島・長崎の原爆投下の犠牲者等々——は忘却されているという (pp. 148-149)。靖国神社が祀っているのは、軍人・軍属（と従軍看護婦や軍需工場への動員学徒等の民間人）であり、戦争死者一般を祀っているわけではないことから、グリーンは次のように指摘している。

慰霊の儀礼は、以下のような否定しがたい複雑な歴史的事実を、靖国の語りのなかに位置づけることはできない。

- 1) 日本の陸海軍兵士で類を見ない勇敢さを示した人は数多くいたが、飢餓や病気により無残な死を遂げた人も無数にいたこと。
- 2) 忠誠心、愛国心、自己犠牲という帝国の誇るべき価値観を確かに具現した人々でさえ、1930～40年代の日本を拘束した軍国主義の犠牲者だったこと。
- 3) 多くの命を奪ったこの戦争は、すべての戦争と同じく、残虐非道だったこと¹⁴⁾。(p. 149)

次いでグリーンは、1965年に設置された鎮霊社について触れている。この社は本殿に合祀されていない帝国日本に敵対した国内外の戦争死者を慰霊するものだが、建立後、鉄柵で覆われ人目から遠ざけられた時期があったと指摘した上で、彼は次のように記している。

この文脈で鎮霊社について重要なのは、本殿での諸儀礼が伝えるのよりも、いっそう複雑な過去を想起させ物語る力を、この社がもっているということである。その過去とは、加害者と被害者、勝者と敗者、栄光と悲惨とともに伴う暴力的な過去なのである。(p. 150-151)

こうして見てくると、靖国神社の儀礼的慰霊が取り上げない、忘却された戦争死者の存在を、グリーンが問い直そうとしていることがわかる。この問い直しは以下の叙述からも窺える。

続く節は「展示における戦略—戦争博物館・遊就館—」と題されている。グリーンは戦争博物館としての遊就館が戦争の恐怖から眼をそらさせ、恐怖を緩和・顕揚していることには特筆すべき点はないと捉えるが、しかしながら遊就館の注目すべき一つの特徴として、「敵の不在」を挙げている (pp. 151-152)。グリーンからこの点について尋ねられた神職は、「遊就館は実は戦争博物館ではなく、戦争死者の遺品の宝物殿であり、日本人戦争死者の記憶を追慕することが唯一の目的だ」と説明したという (p. 152)。この敵の不在について、グリーンは、「この不在がみごとに成し遂げているのは、加害行為、敗北、そしてとりわけ戦争の恐怖についての忘却である」(p. 153) と説き、具体例として沖縄戦についての展示に言及し、次のように指摘する。

沖縄戦ほど残虐な戦闘はなかったが、この博物館の叙述からは沖縄の多くの人々の記憶が消去されている。天皇の軍隊が民間人を楯とし、時には殺し、さらには多くを集団自決に追いやりさえしたと証言する沖縄の人々の論争的記憶が、である。(p. 153)¹⁵⁾

こうしてグリーンの見るところ、遊就館は「敵の不在」を特徴とし、その展示には戦争の恐怖が明示されていないのだが、そのなかにあつて東京裁判で著名なパール判事の展示は際立っていることが指摘されている (p. 154)。英米をアジアへの侵略者と見るパールの見解を引き受けつつ、遊就館の意味づけでは、日本の戦争・敗戦はアジアの独立・解放を導くものだったと位置づけられる。しかしながら、結局のところグリーンはこう指摘する。「遊就館の歴史的記憶からきれいに拭い去られているのは、日本の戦争犯罪、日本の植民地主義と侵略、日本の敗北という歴史的事実なのである」と (p. 155)。

グリーン の 3 つ 目 の 主 題 は 「 文 献 に お け る 記 憶 の 戦 略 」 で あ る 。 戦 争 の 恐 怖 と 荒 廃 を 覆 い 隠 そ う と す る 意 味 づ け は 、 靖 国 神 社 、 遊 就 館 、 さ ら に そ の 擁 護 者

の刊行物において繰り返されている。そのなかで彼が目にするのは、とりわけ特徴的な主題群であり、彼が「礎」論と呼ぶものがその第一に挙げられる (pp. 156-157)。これは戦争死者の犠牲が、戦後日本の礎になったと捉える考え方であり、靖国周辺に限らず見聞きされる言説である。しかしながらグリーンの見るところ、この理論には錯誤が含まれている。戦争死者が命に代えて守ろうとしたのは、明治憲法下の神聖不可侵の天皇の下にあった日本であって、戦後の民主主義の日本ではなかったからである (pp. 157-158)。彼はこう続けている。

「礎」論の前提は感情であって理性ではない。これらの男たちがどれほど勇敢無私に命を犠牲にしたとしても、戦後の繁栄の基礎を築いたのは彼らではなく、連合国に対する日本の敗北、日本の軍国主義の戦後における解体、民主的改革の実施、占領下における政府の構造改革、そして言うまでもなく日本国民の刻苦勉強だったのである。(p. 158)

グリーンはこうして、まずは「礎」論を否定する。続いて彼が取り上げる文献に特有の主題は、戦後日本の倫理的再建を靖国神社と関係づけようとする言説である。ここで彼は小堀桂一郎の議論をその代表例として引いている。その議論は、論理的に理解することは困難だが、靖国神社への尊崇の念が天皇や総理大臣によって示されることで、戦後の青年たちの倫理——忠誠心、愛国心、自己犠牲をグリーンは想定している——の再建ができる、というものである (pp. 158-159)。こうした議論に対するグリーンの見解はこうである。

「小堀の信念」についての問題は、死者を流用し、慰霊と哀惜の場としてのこの神社を変質させてしまうことである。というのも彼の図式では慰霊と哀惜は二義的であり、より大きな倫理の普及という正しい目的に仕えるものに矮小化されてしまうからである。(p. 160)

こうしてグリーンは、靖国神社と倫理的再建とをつなごうとする議論も否定

している。

見てきたような3つの主題、すなわち儀礼、展示、文献における靖国神社の記憶の戦略における問題点を提示したあとで、章の末尾、「エピソード」においてグリーンは、エリック・サントナーの議論を参照している¹⁶⁾。それによると、サントナーは戦後フランスの記念建造物を失敗と見なしているが、それは、戦争、敗戦、占領、対独協力といった苦難、喪失、トラウマの経験を同化、統合するのに必要な哀惜の過程を、それらが遮断、抑圧してきたからだという。本来、トラウマの克服に必要な想起を妨げる機制を、サントナーは「語りのフェティシズム」と呼ぶ。これはグリーンが引用しているところから推察すれば、トラウマ自体が語りを必要としているのに、その語りが生まれることでトラウマの存在が見えなくなってしまうこと、だと考えられる。これによってトラウマを抱えながらの自己の再構成という重荷は解消されるが、それによって過去との対決は無限に先延ばしされてしまうことになる (pp. 160-161)。この「語りのフェティシズム」が、靖国神社の記憶の戦略にも当てはまるのではないかと、グリーンは考えている。彼の叙述を引用しておこう。

靖国神社は戦争の記憶からトラウマの痕跡をすべて消去している。その代わりにすべての日本人兵士が英雄であり、忠誠心と愛国心の典型であり、天皇のために自らの命を恬淡として捧げたのだと想起させるようなフェティッシュ化された語りを繰り返している。その語りは、この戦争が崇高な企てであり、欧米の帝国主義的列強からアジアを解放する英雄の気概をもって闘われたものであると想起させ、特に特攻隊員は戦後日本の平和と繁栄の礎だと想起させるものである。サントナーの理論がおそらく私たちに考えさせるのは、靖国は戦争のトラウマを統合し同化することには失敗しているので、哀惜の場としては不適格だ、ということである。(p. 161)

こうしてグリーンは、靖国神社の記憶の戦略が失敗していることを論じた上で、章の末尾では国立新追悼施設構想について改めて触れている。彼の期待するところでは、そうした施設は「語りのフェティシズム」を免れるものになる

可能性があり、そうであれば政治や倫理を払拭した哀惜の場となり得るだろうし、またそれによって天皇も総理大臣も旧敵国の元首たちとともに、その場に並び立つことができるかもしれないと考えられている (p. 162)。

以上、見てきたブリーンの議論は、靖国神社やその神職が提示する解釈をあえて否定することを恐れず、靖国神社における記憶構築の戦略について体系的に分析し、そこで隠蔽されている部分に注目するものだった。靖国神社における戦争の悲惨、恐怖、苦難の隠蔽について、ブリーンが「語りのフェティシズム」の議論を援用しながら問うたのは、その戦略はトラウマの克服に向かうことではない、哀惜と追悼の場としては失敗した戦略だということだったのである。

むすび

以上、本稿は、「国家と慰霊」という主題にかかわると考えられる英語文献3篇を取り上げ、その議論を概観してきた。このうち、サーラーが論じていた千鳥ヶ淵戦没者墓苑、昭和館、平和祈念展示資料館といった施設については、私はこれまできちんと検討する機会をもつてこなかったので、これらについては改めて検討したい。特に千鳥ヶ淵戦没者墓苑については、現在の役割以上の役割を担う可能性を秘めていると考える。たとえば、与謝野馨「千鳥ヶ淵で全国戦没者追悼式を行おう」(『中央公論』2006年8月号)に見られるような具体的提言は、その後継続的に論じられていないとは言え傾聴に値すると思う。

本稿で検討した諸文献が示すように、靖国問題は、しばしば歴史認識問題、戦争責任・戦後責任問題とともに論じられてきた。それは国内での議論にも当然、見られることだが、こうした議論が示唆するのは、まずは日本の帝国主義・植民地主義、アジア・太平洋地域での戦争が惹き起こした、現地の人々への被害の認識についての問い直しの必要性だろう。

もっとも、対外的な戦争責任・戦後責任の問題と区別した形においても、「国家と慰霊」の問題は存在し得る。すなわち、第二次世界大戦における民間人戦争死者を、戦後日本はどう捉えるべきか、という問題である。しかもその問題は、上に挙げたアジア・太平洋地域の犠牲者への認識も踏まえた上で、取

り組まれなければならないだろう。

さらに本稿が取り上げてきたような議論が指し示すのは、「記憶の政治性」「喪（哀惜・追悼）の政治性」といった問題領域の存在である。これらについては、日本以外の事例との比較研究と、さらには理論的な考察が、よりいっそう進展していくことが期待されている。

注

- 1) 本稿は、白鷗大学で開催された第57回「宗教学学会」（2008年11月8日）における同じ表題の発表をもとに書き改めたものである。
- 2) 英語のwar deadに対応する概念として、本稿では「戦争死者」を用いる。日本政府は「全国戦没者追悼式」に見られるように「戦没者」の語を用いて、死亡した戦闘員と民間人を併せて表わそうとしている。西村明が『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム—』（有志舎、2006年）において「戦没者」の語ではなく「戦争死者」という語で、戦闘員死亡者と民間人死亡者を併せて表わそうとしたことに対して、かつての拙稿「戦後日本における国家と慰霊—厚生（労働）省の戦没者慰霊事業をめぐって—」（南山大学2007年度地域研究センター共同研究『宗教と政治のインターフェイス』中間成果報告、2008年3月、33-56頁）においては若干の疑問を提示しておいたが、ここでは再考の上、西村の用法に従う。
- 3) 問題の概観としては、森達也・鈴木邦男・宮台真司他『映画「靖国」上映中止をめぐる大議論』（創出版、2008年）が参考になる。私自身も、映画「靖国」をめぐる問題については、簡単に論じておいた。拙稿、“Disputes over Yasukuni Shrine and Its War Dead in Contemporary Japan,” *Religion Compass* 3/1 (2009), pp. 58-71を参照。
- 4) 前掲拙稿「戦後日本における国家と慰霊」（注2）において、この点は確認した。
- 5) 日本宗教・日本宗教史に関する、英語圏（日本人が著者の場合も含む）における研究動向については、拙論“Recent Topics in the Study of History of Religions in Japan” (*ACADEMIA Humanities and Social Sciences*, Nanzan University, 2009, pp. 47-60) を参照。
- 6) 「宗教学学会」での発表の際には、さらに1篇Franziska Seraphim, *War Memory and Social Politics in Japan, 1945-2005* (Harvard University Press, 2006) も検討の対象としたが、本稿では紙幅の関係で省略する。機会を改めて論じることとしたい。
- 7) Cf. Annette Aronowicz, review of Geoffrey Hartmann, ed., *Bitburg in*

Moral and Political Perspective (Bloomington: Indiana University Press, 1986), *Religion* 18, July 1988, pp. 287-292.

- 8) ハーデーカーによるとこの訴訟における最高裁判決は、「戦争死者のシンボリズムを操作する際に、国家の専権事項だと国家自らが主張することがらについて、信教の自由の侵害の虞がある場合でさえ、国家が保持しようとする意志を示した」と解釈されている (Hardacre, 1988, p. 158)。
- 9) 所管は環境省である。
- 10) 『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』(白石隆・白石さや訳、書籍工房早山、2007年)から該当箇所を引用しておく。「ひとがふつうみずから選んだのではない自分の国のために死ぬということ、このことは、労働党のため、アメリカ医師会のため、あるいはおそらくアムネスティ・インターナショナルのために死ぬということでは決して太刀打ちできない道義的崇高さを帯びる。それは、国とは違って、これらの団体にひとはたやすく参加したり脱退したりできるからである」(237頁)。
- 11) 同書については前掲拙稿“Disputes over Yasukuni Shrine”(注3)でも瞥見した。
- 12) この章は、グリーンの旧稿「靖国—歴史記憶の形成と喪失—」(『世界』2006年9月号、147-158頁)を基にしたものだという。
- 13) ここに示されるのは儀礼の観察者の解釈と当事者の解釈との齟齬を観察者自身が認めているということだが、その際、観察者の解釈を優位におく根拠は明示されていないように読める。
- 14) これに続けてグリーンは、10万人以上が餓死したというニューギニア戦線から帰還し、B級戦犯となった人物の証言を付け加えている。
- 15) ただしグリーンは、同書中の新田論文が対立する見解を提示していることも付記している。すなわちNitta Hitoshi, “And Why Shouldn't the Japanese Prime Minister Worship at Yasukuni? A Personal View”において新田均は、日本軍が沖縄市民の集団自殺を強制したというのは、確定した歴史的事実ではないとして、(曾野綾子に言及しつつ)新田自身の見解ではその物語は捏造されたものだと記している (p. 141)。
- 16) グリーンはサントナーをFrench critic (p. 160)、グリーン「靖国」(注12)では「フランスの歴史家」(156頁)と表記しているが、Eric L. Santnerはプリンストン大学等を経て、1996年以降はシカゴ大学「ドイツ学部」の教授である。サントナーの議論は、グリーン「靖国」によると、Eric Santner, “History beyond the Pleasure Principle: Some Thoughts on the Representation of Trauma” (in Saul Friedlander ed., *Probing the Limits of Representation and the Final Solution*, Cambridge, 1992) によるという。ちなみに収録書の抄訳が、

ソール・フリードランダー編『アウシュヴィッツと表象の限界』（上村忠男・小沢弘明・岩崎稔訳、未来社、1994年）であり、これは同書のもとになった会議の報告19本のうち6本が序論とともに訳されたものである。ただし同書では、エリック・L・サントナーが「エリック・E・サントナー」と誤記されている（p. 9）。